

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◆ 告 示

- 自衛官の募集
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良区の役員の就退任
- 木材業者及び製材業者の登録
- 木材業者の登録の変更
- 保安林の指定の解除予定
- 漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ
いての適否の決定
- 土地収用法による土地の立入り
- 土地収用法による事業の認定
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(二件)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 麻かの指定の一部改正

◆ 公 告

職業訓練法による技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第三百十八号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百
十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十七年度第一次自
衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 採用する自衛官

二等陸士・二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和五十七年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、女子につい
ては、昭和五十七年五月一日から同月二十九日までとまる。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる
日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定
する休日

2 女子については、昭和五十七年六月三日

四 試験場の位置及び名称

1 男子

- 鳥取市鍛冶町一八
- 自衛隊鳥取地方連絡部
- 倉吉市巖城四三二の一
- 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
- 米子市東町六五
- 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

- 米子市両三柳二六〇三
- 陸上自衛隊米子駐屯地

五 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

理事 大平 哲男 八頭郡八東町大字用呂三九三

昭和五十七年三月十日就任 任期昭和五十九年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 岩成 市三 八頭郡船岡町大字船岡四四九

昭和五十七年二月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 北尾 篤 八頭郡船岡町大字船岡四二九

昭和五十七年三月十五日就任 任期昭和五十八年三月二十一日まで

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六條第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

木材業者

登録番号 登録年月日 住 所 氏 名

八木第九一号 昭和五十七年三月六日 八頭郡智頭町大字口宇波三五三 藤森政敏

八木第九二号 昭和五十七年三月十六日 八頭郡家町大字宮谷二六五 谷口儀男

製材業者

登録番号 登録年月日 住 所 氏 名

八製第六一号 昭和五十七年三月十六日 八頭郡家町大字宮谷二六五 谷口儀男

鳥取県告示第三百二十二号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第

三十四号）第七條第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条第六條第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 登録年月日及び登録番号

昭和五十六年四月一日 倉木第五号

2 名称

株式会社 倉吉木材市場

3 住所

変更前	倉吉市山根五四五
変更後	倉吉市清谷八六八

4 代表者の氏名

変更前	取締役社長 松 田 因 善
変更後	取締役社長 竹 歳 善之助

5 登録変更の年月日

昭和五十七年三月十六日

二 1 登録年月日及び登録番号

昭和五十六年四月一日 倉木第二一号

2 名称

鳥取県中部木材協同組合

3 住所

変更前	倉吉市西倉吉町二二三
変更後	倉吉市秋喜三五〇―二三

4 代表者の氏名

理事長 桑 本 重 章

5 登録変更の年月日

昭和五十七年三月十六日

鳥取県告示第三百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字谷字濱山八二九の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第八十条の二第四項において準用する同法第一百五十二条の二第三項の規定に基づき発起人から届出あつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十条の二第二項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第一百五十二条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁 業 の 区 分
賀露加入区	漁業災害補償法第一百四十二条に掲げる漁業

鳥取県告示第三百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線北松江幹線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

西伯郡西伯町大字東上、大字上中谷、大字下中谷及び大字中並びに日野郡溝口町船越、福島、二部、畑地、福居及び焼杉地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十七年三月三十一日から昭和五十八年三月三十日まで

鳥取県告示第三百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

気高町

二 事業の種類

気高町立町民体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡気高町大字浜村字猫石地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高町役場

鳥取県告示第三百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市車尾中島土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市車尾中島土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前 昭和五十四年四月六日から昭和五十七年三月三十一日まで

変更後 昭和五十四年四月六日から昭和五十八年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市車尾字三番割東、字土橋及び字砂ノ下の各一部並びに中島字土橋、字樋ノ口、字上井手中江、字荒神前、字保治田及び字長池の各一部

四 事務所の所在地

米子市中町二〇番地

米子市建設部都市計画課内

五 設立認可の年月日

昭和五十四年四月二日

六 事業年度

変更前 昭和五十四年度から昭和五十六年度まで

変更後 昭和五十四年度から昭和五十七年度まで

七 公告の方法

事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和五十六年三月二十三日

鳥取県告示第三百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前 昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十七年三月三十一日まで

変更後 昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十八年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市旗ヶ崎字道下安倍界の全部、字四軒茶屋道西、字呉服屋灘舟道、字呉服屋流シ先、字熊沢流シ先、字安倍境灘、字呉服屋地蔵下夕、字栗島境及び荒神森西の各一部並びに安倍字天狗松下の一部

四 事務所の所在地

米子市中町二〇番地

米子市建設部都市計画課内

五 設立認可の年月日

昭和五十四年十一月二十日

六 事業年度

変更前 昭和五十四年度から昭和五十六年度まで

変更後 昭和五十四年度から昭和五十七年度まで

七 公告の方法

事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県告示第三百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月二十六日 鳥取県指令受都計第三百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字富吉一〇五五

小林幸子

鳥取県告示第三百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十二月十九日 鳥取県指令受都計第三百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎七三八一

三沢木材有限会社

代表取締役 三沢 進

鳥取県告示第三百三十一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(解^{かい}の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県郡家保健所 八頭郡郡家町大字郡家字寺土居一〇〇」を「鳥取県郡家保健所 八頭郡郡家町大字郡家字^あ山^や山下分四〇」に改める。

公 告

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和57年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和57年 3月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

園芸裝飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鍛工、板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく製造、木工機械調整、木工、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、量製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サツシ施工、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ及び写真

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級・2級及び単一等級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期間

昭和57年6月19日(土)から同年9月19日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和57年6月10日(木)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸裝飾、放電加工、鍛工、仕上げ、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、木工、印刷、石工、左官、タイル張り、防水施工、熱絶縁施工、サツシ施工及び表装。	昭和57年 9月5日(日)
造園、金属プレス加工、製材のこ目立て、電子機器組立て、布はく縫製、木工機械調整、製版、とび、ブロック建築、量製作、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、塗装及び広告美術仕上げ。	昭和57年 9月12日(日)
機械加工、板金、電気めつき、電気機器組立て、プラスチック成形、塗料調色及び写真。	昭和57年 9月19日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面。

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内
鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和57年4月15日(木)から同年4月26日(月)まで。(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはつたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
園 芸 装 飾	11,000 (円)
造 園	10,000
機 械 加 工	11,000
放 電 加 工	11,000
金 属 プ レ ス 加 工	9,000
鉄 工	9,000

板 金	9,000
電 気 め つ き	11,000
仕 上 げ	11,000
製材のご目立て	11,000
電子機器組立て	11,000
電気機器組立て	11,000
建設機械整備	9,000
婦人子供服製造	8,000
紳士服製造	9,000
布 は く 製 造	11,000
木工機械調整	9,000
木 工	9,000
製 版	11,000
印 刷	11,000
プラスチック成形	11,000
石 工	11,000
と び	10,000
左 官	9,000
ゾロツク建築	9,000
タイル張り	9,000
量 製 作	11,000
防 水 施 工	11,000
床仕上げ施工	11,000
天井仕上げ施工	11,000

県職業能力開発協会に問い合わせること。

熱 絶 縁 施 工	11,000
サ ッ シ 施 工	11,000
表 装	11,000
塗 装	9,000
塗 料 調 色	9,000
広 告 美 術 仕 上 げ	11,000
写 真	11,000
4 学 科 試 験 の 受 検 手 数 料	2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和57年10月7日(木)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を、昭和57年10月8日(金)の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取